

令和 3 年 4 月 23 日

社会保障審議会障害者部会

部会長 菊池 馨実 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国社会就労センター協議会

会長 阿由葉 寛

「障害福祉サービスの在り方等について」に対する意見

1. 障害福祉サービスの在り方等に関する本会の基本的姿勢

- 働くことを希望するすべての障害者が働く場を自由に選択することを保障するために、障害者の多様なニーズや状態に対応した「多様な就労の場」を確保することが必要である。実際に、福祉的就労の場は重度障害者の働く場として受け入れられており、一般就労が困難な人や一般就労したものとの離職を余儀なくされた人等にとっての貴重な働く場となっている。
- また、福祉的就労の場における障害者の労働者としての権利を実現するとともに、障害者の働く場が失われることがないように対応を進めることが重要である。併せて、障害基礎年金の拡充や高工賃・高賃金を推進する施策の拡充等、障害者の地域における自立生活が可能となる所得保障を実現することが必要である。

2. 各論点に対する意見

I. 地域における障害者支援について

- 工賃（賃金）+ 障害基礎年金 + グループホーム家賃助成等による自立生活の保障
 - ・ 工賃（賃金）+ 障害基礎年金 + グループホーム家賃助成等で、地域での自立生活を実現できる所得を保障する。グループホーム家賃助成は、全国一律ではなく都市部での増額を図るとともに、福祉ホームで生活する障害者にも対象を拡大する。
- 働く場を含む生活全般のコーディネートを担う「ワンストップ相談窓口」の整備
 - ・ 本人の希望を受け止め、生活全般のコーディネートや支援の必要度に基づく方向付けを担う「ワンストップ相談窓口」（本人や家族、関係機関等による合議性）を整備する。
- グループホーム（外部サービス利用型、介護サービス包括型）の巡回型追加職員配置の検証
 - ・ 当該グループホームで新設された夜間帯における巡回型の追加職員配置（夜間支援体制算IV～VI）の仕組みについて、その効果や状況を検証し、適宜、必要な見直しを行う。
- 地域生活支援拠点の機能の拡充
 - ・ 地域生活支援拠点の整備を進めるとともに、障害者の地域生活に必要な「24時間支援体制」（相談支援、コーディネート、緊急時支援）を地域の実情に合わせて導入する。

III. 障害者の就労支援について

【就労継続支援B型事業】

- 工賃平均額（最低基準）の引き上げ
 - ・ B型利用者の所得保障を実現するため、基準省令第201条・第2項の工賃平均額（最低基準）を現行の3,000円から5,000円に引き上げる（経過措置期間を設ける）。
- 利用者への支援の質を向上するための人員配置の拡充
 - ・ 重度化・高齢化等、多様な利用者に対応するために事業所独自で人員を加配している実態を踏まえ、現行の配置基準「10：1」「7.5：1」に加え、「6：1」を新設する。

【就労継続支援A型事業】

- A型事業所は“雇用の場”、A型事業所で働く障害者は“労働者”
 - ・ 引き続き、A型事業所を障害者雇用調整金・報奨金の対象とする。
 - ・ 雇用契約をもって、A型事業所を利用できるように改善する。
 - ・ ILO国際基準に基づき、「働く場」における利用者負担を廃止する。

【就労移行支援事業】

- 高就職実績の事業所への配慮
 - ・ 就職実績が高くなった結果、定員充足が困難になっている移行支援事業所が存在するため、報酬の定員払化や就職後の一定期間の給付を行う。

【生活保護・社会事業授産施設】

- 生活保護・社会事業授産施設の優先調達推進法の枠組みへの対象化
 - ・ 生活保護・社会事業授産施設で障害者が働いている実態を踏まえ、A型事業やB型事業と同じように、優先調達推進法の枠組みの対象とする。

【その他】

- 「共同受注窓口組織」の設置と運営費の確保
 - ・ 地域生活支援事業の必須事業への位置づけや共同受注窓口への発注枠の確保等を進める。
- 在宅就業障害者支援制度の見直しによる民需拡大に向けた施策の導入
 - ・ 在宅就業障害者支援制度を発展的に見直し、在宅就業障害者支援団体への発注額の内、障害者に工賃として支給された額に応じて、障害者雇用率に算入する制度を導入する等の対応を行う。なお、制度の導入にあたっては、法定雇用率の大幅な引き上げを行う。

IV. その他

- 利用者の状態に応じた支給決定
 - ・ 障害福祉サービスが望ましい利用者に対して、自治体が年齢で一律に介護保険サービス（共生型サービスを含む）への移行を強いることがないよう、利用者の状態に応じた支給決定を行う。
- 介護保険サービス利用時の負担額の軽減
 - ・ 介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減については基準要件が設けられているが、サービスを必要とする65歳以上のすべての障害者を軽減措置の対象とする。
- 食事提供体制加算の恒久化
 - ・ 食事提供体制加算は、経過措置の延長ではなく恒久化を実現する。